

令和4年3月29日(火)
国土交通省 関東地方整備局 河川部

記者発表資料

新たに2団体が『河川協力団体』に指定されました
～河川協力団体の活動により河川管理の充実が図られています～

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が平成25年6月12日に公布され、
この中で河川協力団体制度が創設されました。

今年度においても関東地方整備局では、河川協力団体を募集し、
新たに2団体が河川協力団体に指定されましたので、お知らせします。



◆令和3年度 関東地方整備局 河川協力団体の指定

指定番号	法人等の名称
国(関東地方整備局) 第35号	特定非営利活動法人 草加市カヌー協会
国(関東地方整備局) 第36号	堀越二郎ヒコーキの会

- ◆新たに指定された2団体を含め、関東地方整備局では36団体が河川協力団体として、活動実施計画に基づき活動を実施しています。
- ◆河川協力団体は、それぞれの河川の活動地域において清掃活動、河川巡視、希少種保護活動、総合学習などを実施し、これらの活動により河川管理の一端が担われ河川管理の充実が図られています。

◎『河川協力団体』について、詳しくは・・・

→ 国土交通省 関東地方整備局ホームページをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/chiiki/index00000004.html>

- 添付資料
- ・資料1 河川協力団体の指定状況
 - ・資料2(参考) 河川協力団体制度の創設

発表記者クラブ		
○刀水クラブ・テレビ記者会	○竹芝記者クラブ	○神奈川建設記者会
○埼玉県政記者クラブ		

問い合わせ先		
国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川環境課	電話: 048-601-3151(代表)	
課長 <small>はざわ としゆき</small> 羽澤 敏行 (内線3651)	課長補佐 <small>しいな のりゆき</small> 椎名 紀幸 (内線3656)	

河川協力団体の指定一覧表

関東地方整備局 指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地
国(関東地方整備局) 第1号	平成26年3月26日	一般財団法人 渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団	栃木県栃木市藤岡町藤岡1778
国(関東地方整備局) 第2号	平成26年3月26日	公益財団法人 ハーモニセンター	東京都渋谷区代々木神園町3-1 国立オリンピック記念青少年総合センター内
国(関東地方整備局) 第3号 ^{※1}	平成26年3月26日	特定非営利活動法人 川に学ぶ体験活動協議会	東京都北区田端1-11-1 勘五郎ビル104
国(関東地方整備局) 第4号	平成26年3月26日	水の郷さわら、川の駅ガイド会	千葉県香取市佐原イ4051-3
国(関東地方整備局) 第5号	平成26年3月26日	一般社団法人 霞ヶ浦市民協会	茨城県土浦市川口二丁目13番6号
国(関東地方整備局) 第6号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人 水辺基盤協会	茨城県稲敷郡美浦村舟子23
国(関東地方整備局) 第7号	平成26年3月26日	川づくりネットワークきりゅう	群馬県桐生市菱町2-1730
国(関東地方整備局) 第8号	平成26年3月26日	高麗川ふるさとの会	埼玉県坂戸市千代田1-1-1
国(関東地方整備局) 第9号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人 荒川の自然を守る会	埼玉県上尾市大字平方1334番地1
国(関東地方整備局) 第10号	平成26年3月26日	比企の川づくり協議会	埼玉県東松山市五領町12-22
国(関東地方整備局) 第11号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人 あらかわ学会	東京都北区志茂1-23-4
国(関東地方整備局) 第12号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人 荒川クリーンエイド・フォーラム	東京都江戸川区東小松川3-35-13-204
国(関東地方整備局) 第13号 ^{※1}	平成26年3月26日	特定非営利活動法人 川に学ぶ体験活動協議会	東京都北区田端1-11-1 勘五郎ビル104
国(関東地方整備局) 第14号	平成26年3月26日	公益財団法人 河川財団	東京都中央区日本橋小伝馬町11番9号
国(関東地方整備局) 第15号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人 自然環境アカデミー	東京都福生市大字熊川378番地5
国(関東地方整備局) 第16号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人 多摩川センター	東京都渋谷区神宮前一丁目20番14号神宮村301
国(関東地方整備局) 第17号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人 鶴見川流域ネットワークキング	神奈川県横浜市港北区綱島西二丁目19-1 レーベンス綱島西Ⅱ-A
国(関東地方整備局) 第18号	平成26年3月26日	特定非営利活動法人 とどろき水辺	神奈川県川崎市幸区小向西町3-64
国(関東地方整備局) 第19号	平成26年3月26日	茨城生物の会	茨城県水戸市天王町1-9
国(関東地方整備局) 第20号	平成26年3月26日	かんな倶楽部	群馬県藤岡市浄法寺898
国(関東地方整備局) 第21号	平成26年3月26日	Yamanashiみずネット	山梨県甲府市武田4-3-11 山梨大学医学工学総合研究部附属国際流域環境研究センター 風間研究室気付
国(関東地方整備局) 第22号	平成26年3月26日	社団法人 山梨県河川防災センター	山梨県甲府市湯村1丁目8-23
国(関東地方整備局) 第23号	平成26年3月26日	富士川ファンクラブ	山梨県甲府市羽黒町314
国(関東地方整備局) 第24号	平成27年3月27日	花と一万人の会	茨城県下妻市本城町2-22
国(関東地方整備局) 第25号	平成27年3月27日	神流川ビジョン推進協議会	埼玉県児玉郡神川町大字矢納1356-3
国(関東地方整備局) 第26号	平成27年3月27日	特定非営利活動法人 多摩川干潟ネットワーク	川崎市川崎区大師河原1-1-15

河川協力団体の指定一覧表

関東地方整備局 指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地
国(関東地方整備局) 第27号	平成27年3月27日 (団体名変更 平成30年2月20日)	特定非営利活動法人 暮らし・つながる森里川海	神奈川県平塚市見附町44番24号
国(関東地方整備局) 第28号	平成28年1月15日	うじいえ自然に親しむ会	栃木県さくら市蒲須坂36-2 栃木県さくら市氏家1297
国(関東地方整備局) 第29号	平成29年2月9日	特定非営利活動法人 鴻巣こうのとりを育む会	埼玉県鴻巣市小松1-9-20
国(関東地方整備局) 第30号	平成29年2月9日	新河岸川水系水環境連絡会	東京都東久留米市南沢3-13-26 埼玉県朝霞市西弁財1-7-17-301
国(関東地方整備局) 第31号	平成30年2月20日	特定非営利活動法人 エコロジー夢企画	東京都足立区西綾瀬1-1-14 東京都足立区千住中居町20-7 スズキビル201
国(関東地方整備局) 第32号	令和2年3月16日	一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会	神奈川県横浜市中区本町4-43 A-PLACE馬車道9F
国(関東地方整備局) 第33号	令和2年3月16日	特定非営利活動法人 砧・多摩川あそび村	東京都世田谷区鎌田1-19-1-101
国(関東地方整備局) 第34号	令和3年2月19日	市民の森十一面山保全の会	茨城県常総市本石下5073番地
国(関東地方整備局) 第35号	令和4年3月3日	特定非営利活動法人 草加市カヌー協会	埼玉県草加市松江2-4-16
国(関東地方整備局) 第36号	令和4年3月3日	堀越二郎ヒコーキの会	群馬県藤岡市神田1358-1

太枠部分は、令和3年度の新規分です。

※1 国(関東地方整備局)第3号と国(関東地方整備局)第13号は同一の団体ですが、活動する水系が異なり、当該河川を管理する担当事務所が異なります。

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



- ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動



平成25年6月

国土交通省水管理・国土保全局

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

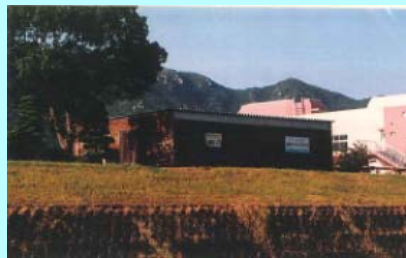
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・ 工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・ 土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・ 土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・ 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・ 土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・ 権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）

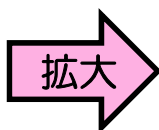


市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ピオトープの整備



魚道の改良

【問い合わせ先】 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3
電話：03-5253-8111（代表） 03-5253-8448（直通）